

標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き
(案)

平成30年●月

特許庁
審判部

目次

1. 背景.....	1
2. 本運用について.....	2
(1) 本運用の目的.....	2
(2) 判定とは.....	2
(3) 特許発明の標準必須性とは.....	3
(4) 本運用に基づく判定を求めることができる場合.....	4
3. 標準必須性に係る判断のための判定請求書の書き方.....	8
(1) 請求の趣旨の記載.....	8
(2) 被請求人の記載.....	9
(3) 請求の理由の記載.....	9
(4) 証拠方法の記載.....	13
4. 被請求人の答弁書について.....	13
5. 標準必須性に係る判断を含む場合の判定請求書の記載例.....	15
6. 標準必須性に係る判断を含む場合の判定書の記載例.....	19

1. 背景

昨今、IoT (Internet of Things) の普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第四次産業革命」と称される変化が国内外において急速に進展しており、企業の特許戦略を巡る環境は、大きな変化に晒されています。特に、IoT の浸透により、様々な業種の企業が情報通信分野における標準規格を利用する必要性が増大しつつあることに伴い、標準必須特許を巡る環境に大きく影響を与えています。

第一に、ライセンス交渉の当事者が通信業界の企業同士中心であったところから、自動車等の最終製品メーカーやサービス業界等に拡大しつつあり、第二に、こうしたライセンス交渉の当事者の変化に伴い、従来のような業界内におけるクロスライセンスによる解決が困難になっていることに加え、特許の必須性やライセンス料率の相場観について見解の乖離など、ライセンス交渉の態様にも変化が生じています。

特に、ライセンス交渉の対象となる特許発明が、特定の標準規格に基づく標準必須の特許であるかどうかの判断は、当事者におけるライセンス交渉に大きな影響を与えます。また、その判断につき当事者間において争いになった場合は、当事者同士のみで解決することが困難と考えられます。

したがって、そのような判断を、特許庁が公正・中立な立場から示すことは、当事者間のライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化に大きく貢献するものであると考えられます。

実際に、産業界からも、当事者間のライセンス交渉において特許発明の標準必須性に関して争いとなり、議論が平行線となることもあることから、特許庁が、判定において、当事者の主張・立証に基づく標準必須性に係る判断を行い、その判定結果を公開することで紛争解決の促進が期待できるとのニーズが提示されており、特許庁の判断に対する期待が寄せられています。

上記の状況を受け、平成29年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会によって取りまとめられた報告書では、「特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び

透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定（特許法第71条）の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべき」とされました。

これを受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定制度の運用（以下、「本運用」という。）を明確化し、本運用を利用する実務家のため、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」（以下、「本手引き」という。）を作成し、公表することとしました。

本運用は、本手引きの公表後、平成30年●月●日から開始することとします。本手引きの内容は、必要に応じて見直すこととします。

2. 本運用について

（1）本運用の目的

本運用の目的は、上記1.にも記載しているとおり、当事者間において特許発明の標準必須性に関する争いがある場合を対象として、特許庁が専門的、技術的知見を生かし、判定において標準必須性に係る判断をすることにより、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を図ることです。

（2）判定とは

特許法第71条の規定を根拠法令とする判定制度とは、特許発明に係る者の求めに応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その高度な専門的、技術的知見を生かし、その特許発明の技術的範囲について中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度です。

判定の求めがあったときに指定される3名の審判官からなる合議体が判定していることは、請求人が特定する実施対象（イ号）物件（方法）が特許発明の技術的範囲に属するか否かです（図1）。また、特許庁の判定結果は全て一般に広く公開され、判定に係る書類は閲覧の対象となります¹。

¹ 判定における証拠の営業秘密であることを理由とした閲覧制限についての法改正が検討されており、将来的にこの法改正が成立すれば、非公開の営業秘密である場合にその証拠を明確に閲覧制限の対象とすることができるようになります。ただし、このような法改正が成立したとしても、判定における判断の前提となる、1.（4）以下に示す仮想イ号の構成自体を営業秘密であるとして閲覧制限の対象とすることはできないと考えられることにご注意ください。

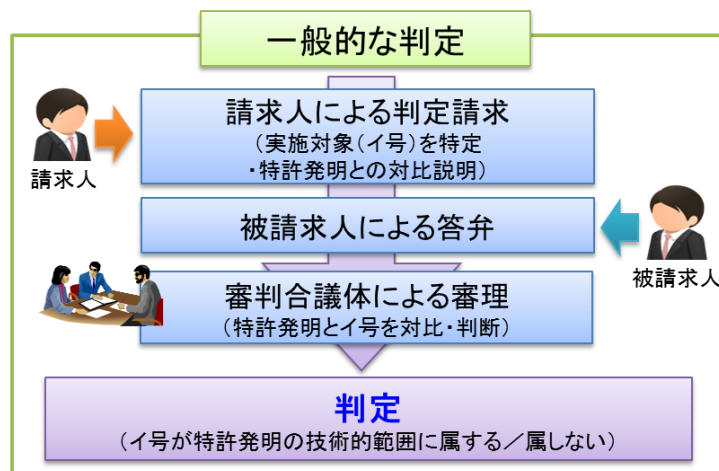


図1 一般的な判定

判定は、特許発明の技術的範囲についての特許庁（合議体）の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、法的拘束力はありませんが、高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であり、社会的に十分尊重され、権威ある判断の一つであると言われていています。（本手引きにおいては、標準必須性に係る判断のための判定以外の通常の判定のことを「一般的な判定」といいます²。）

（3）特許発明の標準必須性とは

標準は、各技術分野において製品等が守るべき技術仕様をまとめたものです。

標準規格に準拠する製品等は、標準規格文書において不可欠とされる構成（技術事項）を全て有します。

このような「標準規格に準拠する製品等」（標準規格文書において不可欠とされる構成を全て有する製品等）の実施（製造等）が、特定の特許発明を利用することなく行えない場合、すなわち、その「標準規格に準拠する製品等」がその特

² 一般的な判定については、審判便覧 58 「判定・裁判所からの鑑定の囑託」、「特許庁の判定制度について」に基づき運用しています。なお、判定は実用新案法、意匠法、商標法でもそれぞれ規定されていますが、これらの権利について標準必須性が争われることは想定しがたいため、これらの権利に関する判定は本運用の対象外とします。

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki_jun/ki_jun2/sinpan-binran_16.htm

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/hantei2.htm>

許発明の技術的範囲に属する場合、その特許発明は、当該標準に必須の発明であるといえます。そして、このように特許発明が標準に必須であるかどうかという性質のことを「特許発明の標準必須性」³といい、標準に必須の発明に係る特許は「標準必須特許」と呼ばれます。

（４）本運用に基づく判定を求めることができる場合

ア．請求の利益

判定の請求においては、法律上の利害関係は必要ではありませんが、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益は必要であると考えられます。

特に、当事者間のライセンス交渉において、特定の標準規格に基づき特定の特許発明の標準必須性に関して争いとなっている場合については、その紛争を解決するという利益があることから、標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益があると考えられます。

これに対して、相手方のいない場合など、当事者間における特許発明の標準必須性に関する争いがない場合は、このような標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がないといえます。このような場合は、不適法な判定の請求であるとして決定により却下されます。

イ．仮想イ号

標準必須に係る判断のための判定においては、標準規格文書において不可欠とされる構成のみから、判定を求める特許発明の構成要件に対応するように構成を具体的に特定した仮想対象物品等（以下、「仮想イ号」又は「標準規格に準拠した仮想イ号」という。）を対象とすることが必要です（図２）。

³ 本運用の標準必須性判断のための判定において、特許発明の標準必須性とは、特許発明が技術的に回避不可能であるかどうかという技術的必須性のことをいいます。本運用において、特許発明が技術的に回避可能である場合に回避手段が経済的に合理的かどうかということまで含めた商業的必須性について判断をすることはありません。

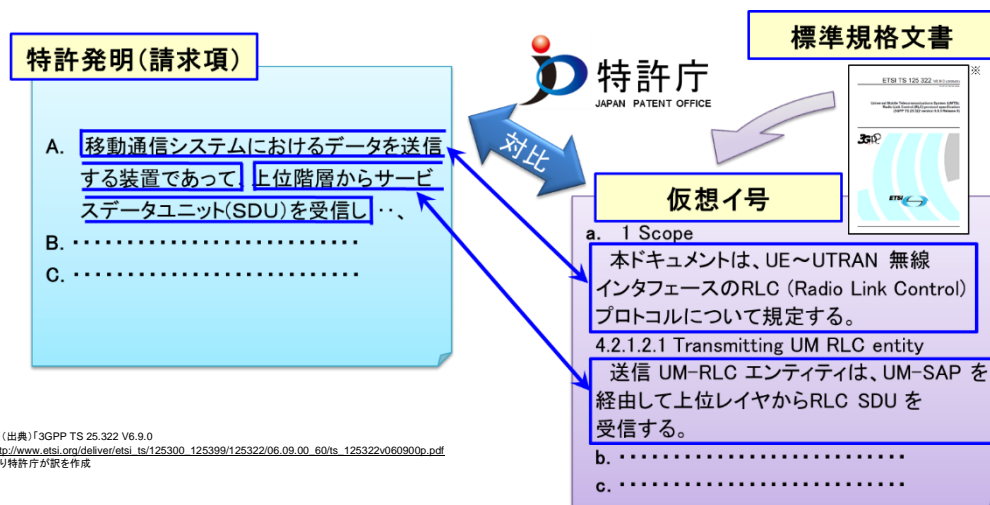


図2 仮想イ号

本運用の対象となる標準は、標準化団体等の標準を策定する1つの主体により、製品等が守るべき技術仕様として、標準規格文書がまとめられており、それを特許庁に証拠として提出できるものに限ります（標準を策定する主体には多数の企業による標準策定プロジェクトも含まれますが、単独企業によるデファクトスタンダードや単なる製品仕様は含みません。）。

本運用では、標準規格文書が標準化団体等において合意されていない場合や、参照すべき標準規格文書の版が不明である場合、また、これらのような標準規格文書自体の適切性に関して当事者間において争いがある場合は、その標準規格文書に基づいて仮想イ号を特定することができないため、標準必須性に係る判断のための判定を利用できません。

また、複数の標準化団体の複数の標準規格にまたがって仮想イ号を特定することはできません。

ウ. 請求の趣旨

判定により、標準規格文書において不可欠とされる構成のみからなる仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するとされる場合、当該仮想イ号の各構成を含め標準規格文書において不可欠とされる構成を全て有する「標準規格に準拠する製品等」は、必ずその特許発明の技術的範囲に属することになり、当該特許発明は標準必須であるといえると考えられます（図3）。

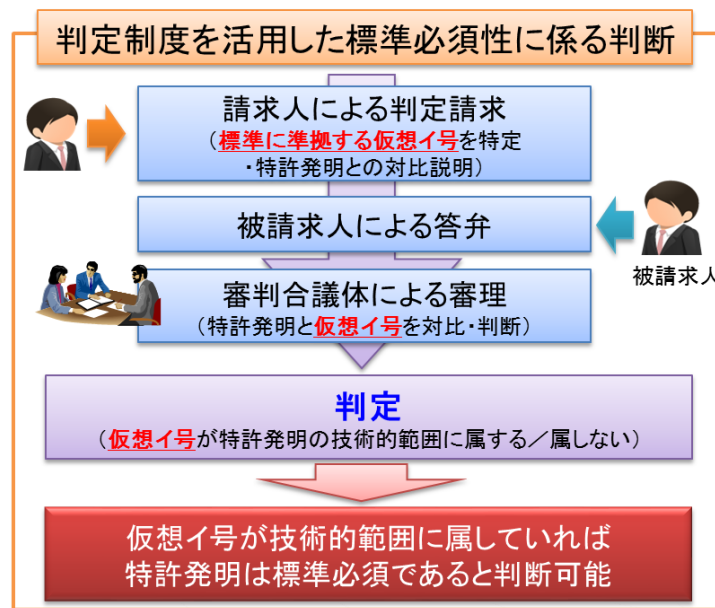


図3 判定制度を活用した標準必須性に係る判断

他方、請求人によって特定された仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しなかったとしても、「特許発明は標準必須でない」とまでは必ずしもいえません。これは、標準規格文書には通常非常に多くの技術事項が含まれており、標準規格文書中において不可欠とされる構成の特定の仕方によって多数の異なる仮想イ号が特定され得ることから、請求人によって特定された仮想イ号とは異なる仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属し、特許発明が標準必須であることがあり得るためです（図4）。

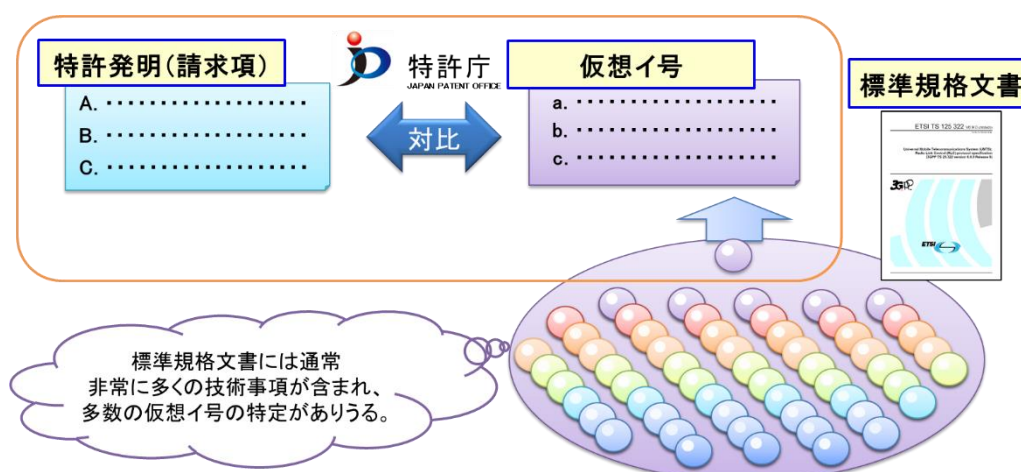


図4 標準規格文書、仮想イ号及び特許発明の関係

したがって、標準必須性に係る判断のための判定としては、仮想イ号が特許発

明の技術的範囲に属することを求める趣旨の請求であることが必要であり、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないことを求める趣旨の判定は、標準必須性に係る判断のための判定としてはできません。

以上を踏まえ、本運用の対象を簡易に示すと、以下の通りとなります（具体的なフローについては図5を参照下さい）。

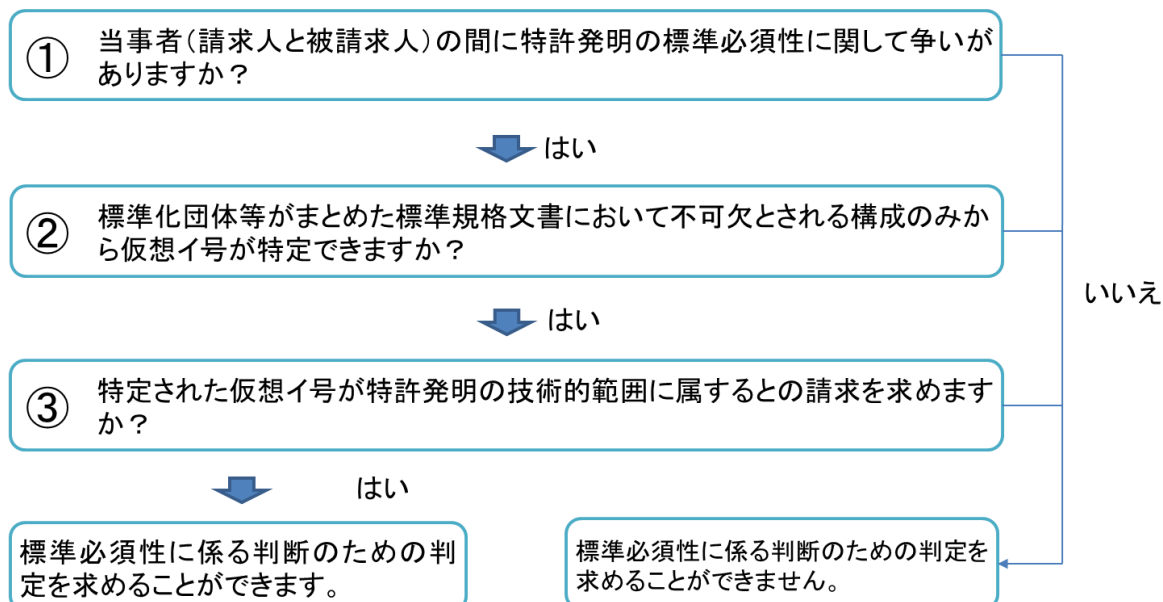
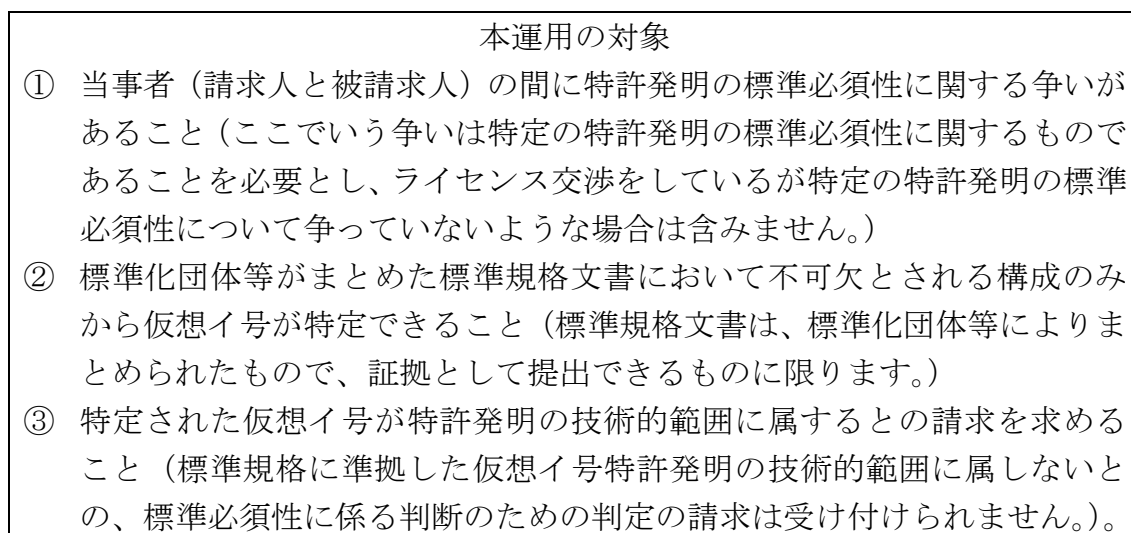


図5 本運用の対象

なお、「特許発明は標準必須ではない」との判断を求めることはできませんが、当事者間で特許発明の標準必須性に関して争いがある場合には、例えば、標準規格に準拠した特定のイ号の実施予定者から、「イ号は特許発明の技術的範囲に属

しない」との一般的な判定を請求することもできます。

また、当事者の具体的な実施対象製品等が存在している場合には、この具体的な実施対象製品等を用いた一般的な判定を請求する方が、紛争解決に有効と考えられる場合があるため、このような場合は、特許権者又は実施者から、具体的な実施対象の特許発明の技術的範囲への属否を求める判定請求をすることも検討してください⁴。

3. 標準必須性に係る判断のための判定請求書の書き方

以上の説明を前提として、請求人が、標準必須性に係る判断を得るための判定請求書の書き方を説明します⁵。(後の4.において被請求人側の答弁書について説明し、5.において全体的な記載例を示します。)

(1) 請求の趣旨の記載

標準必須性に係る判断のための判定を求める場合、まず、標準必須性に係る判断を求めていることを明らかにするため、判定請求書の請求の趣旨において、「標準必須性に係る判断のため、」と記載します。加えて、具体的にどの標準との関係で判断を求めているのかを明らかにするため、標準規格を名称等により参照すべき版も含め具体的に特定します。請求の趣旨を変更する補正は、要旨変更となり、認められないことから、請求の趣旨の記載には十分ご注意ください。

(請求の趣旨の記載例)

標準必須性に係る判断のため、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品⁶は、特許・・・号発明の技術的範囲に属するとの判定を求める。

⁴ 具体的な実施対象製品等の特許発明の技術的範囲への属否を求める判定請求において、実施対象製品等が標準規格に準拠している場合には、その一部の構成を標準規格文書から立証することも考えられます。

⁵ ここでは、特に標準必須性に係る判断のための判定請求の場合における留意点を記載しています。判定請求書の様式一般については、「判定請求書の作成見本(特許)」、「請求の理由」の記載例(特許)、「判定請求書の作成要領(共通)」、「特許庁の判定制度について」をご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/sample_bill_sinpan/09_1.doc

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/sample_bill_sinpan/09_1.pdf

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/sample_bill_sinpan/09_2.pdf

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/pdf/sample_bill_sinpan/09_8.pdf

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/hantei2.htm>

⁶ ここでは、わかりやすさのため、「イ号製品」と記載していますが、イ号については、「イ号物件」や「イ号方法」などの表示もあり得ます。

このような趣旨の判定請求に対して判定書を出す場合、判定書の結論には仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かのみが記載されますが、属するとの結論となった場合は、判定書の理由において、特許発明の標準必須性に係る判断についても言及することとします。

(2) 被請求人の記載

標準必須性に係る判断のための判定を求める場合、判定請求書において、標準必須性について争いのある相手方を被請求人として記載するようにしてください。上記2.(4)のとおり、相手方のいない場合には、当事者間における特許発明の標準必須性に関する争いがあるとは認められず、標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がないことになるからです(不適法な判定の請求であるとして決定により却下されます)。

なお、答弁書における反論等により、例えば、被請求人が争いの当事者でないことが判明した場合、その時点で判定請求が不適法なものとして決定により却下されることもあり得ます。

(3) 請求の理由の記載

ア. 判定請求の必要性の記載

標準必須性に係る判断のための判定を求める場合、判定請求書の「判定請求の必要性」の項目において、当事者間のライセンス交渉において特定の標準規格に基づき特定の特許発明の標準必須性に関して争いとなっていることについて、疎明するようにしてください。

これは、上記2.(4)のとおり、相手方のいない場合など、当事者間における特許発明の標準必須性に関する争いがない場合は、このような標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がないといえるためです。

ここでいう争いは特定の特許発明の標準必須性に関するものであることを必要とし、ライセンス交渉をしているが特定の特許発明の標準必須性について争っていないような場合は含まないことにご注意ください。

(判定請求の必要性の記載例)

本判定請求人と被請求人とは、・・・の標準規格に係る特許のライセンス交渉において、本件特許発明が当該標準規格にとって必須であるかどうかについてこれまで話し合いを続けてきたが、両者の見解が分かれ合意するに至っていない。

そこで、この標準必須性に係る判断のため、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品が本件特許発明の技術的範囲に属することについて、特許庁による公平中立な立場からの判定を求めた次第である。

イ. 仮想イ号の説明の記載

仮想イ号の説明の項目では、判定を求める特許発明の構成要件と対応する形で、標準規格文書において不可欠とされる構成のみからなる仮想イ号を一つ特定し、説明してください。一般的な判定と同様に、仮想イ号の説明のためのイ号図面やイ号説明書を添付書類として添付することもできます。

具体的には、特定した仮想イ号の各構成について、根拠となる標準規格文書における記載箇所及びその内容についての説明、並びに、当該構成が標準規格において不可欠であることの具体的な理由を記載することが必要です。単に技術常識であるとして根拠となる標準規格文書の記載箇所が示されていない場合や、当該構成が標準規格において不可欠であることの具体的な理由が示されていない場合、当該構成は、特許発明の技術的範囲への属否判断の前提となる仮想イ号の構成として認定されないことがあります。

また、仮想イ号の構成の特定は標準規格文書の記載に沿って行う必要があります。仮想イ号の構成を、標準規格文書の記載から特定される構成から実質的に変更したり、上位概念化又は下位概念化して特定することなどが無いよう十分注意してください。

なお、判定請求書において根拠として示した標準規格文書における記載箇所とは異なる箇所から仮想イ号の構成を追加して特定する補正のように、仮想イ号を変更する補正は、要旨変更となり、認められないことから、仮想イ号の特定は、十分注意して行うようにしてください。

(仮想イ号の説明の記載例)

仮想イ号製品は、以下の構成 a、・・・を有するデータ送信装置である。

a. UE～UTRAN 無線インタフェースの RLC (Radio Link Control) プロトコルを用い、送信 UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信し、

...

a. の説明

甲〇号証 (標準規格文書⁷) には、以下の内容が記載されている。

「The present document specifies the Radio Link Control protocol for the UE-UTRAN radio interface.」 (第 8 頁 「1 Scope」)

(訳：本ドキュメントは、UE～UTRAN 無線インタフェースの RLC (Radio Link Control) プロトコルについて規定する。)

「The transmitting UM-RLC entity receives RLC SDUs from upper layers through the UM-SAP.」 (第 14 頁 「4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity」)

(訳：送信 UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信する。)

また、これらの記載は、当該標準規格に準拠するデータ送信装置において最も基本的な通信プロトコルを規定するものであり、甲〇号証の第〇頁第〇行～第〇行にも・・・と記載されていることから、その当該標準規格において不可欠とされる構成に係るものである。

...

ウ. 特許発明と仮想イ号との技術的対比の記載

「特許発明と仮想イ号との技術的対比」の項目では、特許発明の各構成要件と特定した仮想イ号の各構成との対応関係について、対比表を用いて具体的に説明してください。

一般的な判定と同様に、仮想イ号の構成が特許発明の構成要件を充足するか否かを示し、ある構成が形式的に充足するとはいえないとしても、当該構成の解釈により実質的に充足するといえる場合は、それらの解釈について、構成毎に分

⁷ 本記載例は「3GPP TS 25.322 V6.9.0」

http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf

に基づき、特許庁で訳を作成したものです。以下の記載例についても同様です。

けて具体的に記載するようにしてください。

標準規格文書における用語の解釈が問題となる場合は、請求人がそのように解釈する理由を根拠（証拠等）とともに記載してください。

ここで、標準必須性に関してライセンス交渉で既に明らかになっている争点や被請求人が主張している又は主張するであろう内容について、できる限り具体的に記載してください。判定請求前に交渉で提示した書類等を添付することもできます。

（特許発明と仮想イ号との技術的対比の記載例）

本件特許発明の構成要件A、・・・と仮想イ号製品の構成a、・・・の対応関係を次表に示す。

本件特許発明	仮想イ号製品	充足
A. 移動通信システムにおけるデータを送信する装置であって、上位階層からサービスデータユニット（SDU）を受信し、・・・	a. UE～UTRAN 無線インタフェースのRLC（Radio Link Control）プロトコルを用い、送信UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信し、・・・	○
B.	b.	

.....

（説明）

① 「UE」は「User Equipment」（訳：利用者端末）の、「UTRAN」は「Universal Terrestrial Radio Access Network」（訳：地上無線アクセスネットワーク）の略語であり、それぞれ移動通信システムにおける利用者端末と利用者端末がアクセスする先のネットワークを意味している。

「RLC（Radio Link Control）」（訳：無線回線制御）は通信における通信プロトコルの1つである。

「UM」は「Unacknowledged Mode」（訳：非認証モード）の略語であり、通信における動作モードの1つである。

「SAP」は「Service Access Point」（訳：サービスアクセスポイント）の略語

であり、ネットワーク処理においてサービスを受けるポイントを意味している。

したがって、本件特許発明の「データを送信する装置」、「上位階層」及び「サービスデータユニット(SDU)」は、それぞれ仮想イ号製品の「UE」、「上位レイヤ」及び「RLC SDU」に相当し、仮想イ号製品の a の構成は、本件特許発明の A の構成要件を全て充足する。

...

エ. 仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属し、本件特許発明は標準必須であるとの説明の記載

上記ウ. の技術的対比を踏まえ、次に、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属すること及び本件特許発明が標準必須であるとの説明を記載してください。

(仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属し、本件特許発明は標準必須であるとの説明の記載例)

仮想イ号製品の構成 a、...は本件特許発明の構成要件 A、...をそれぞれ全て充足することから、構成 a、...を有する仮想イ号製品は本件特許発明の技術的範囲に属する。

そして、仮想イ号製品は本件特許発明の技術的範囲に属することから、本件特許発明は...の標準規格にとって必須である。

(4) 証拠方法の記載

証拠方法の記載は一般的な判定の場合と同様ですが、証拠として提出する標準規格文書が外国語で記載されている場合、関連部分の訳文を添付する必要があります(特許法施行規則第40条で準用する第61条)。

4. 被請求人の答弁書について

答弁の趣旨に、「仮想イ号製品(方法)が特許発明の技術的範囲に属しない。」との判定を求めると記載し、答弁の理由欄に、属しないと主張する理由及びその根拠、請求人の主張に対する反論などを、請求人が分説した構成毎に記載します。また、被請求人も必要な証拠を、乙号証として提出することができます。

反論の内容としては、例えば、仮想イ号製品の特定における標準規格文書中の記載の解釈が誤っている、仮想イ号製品は標準規格文書に記載されたものでは

ない、特許発明の構成要件に対応する構成は標準規格にとって不可欠とされる構成ではなく選択的なものである等が考えられます。なお、被請求人による反論が何らなされない箇所については、請求人の主張のみに基づいて判断することとなるため、被請求人にとって不利な判断結果となり得ることにご留意ください。

また、被請求人が、自身は標準必須性に関する争いの当事者ではないと考える場合には、その旨とそう考えた具体的理由を答弁書に記載してください。例えば、自分は、判定の対象となっている特許について、請求人からライセンス交渉をもちかけられているが、請求人との間で、当該特許発明の標準必須性について争っている事実はないという答弁が考えられます。

なお、具体的な実施対象製品等が紛争の対象となっている場合、被請求人側から具体的な実施対象製品等が特許発明の技術的範囲に属しないことを求める一般的な判定を請求することもできます。

ここで、判定は特許発明の技術的範囲についての判断であって、特許権の有効無効を判断するものではありませんから、特許の無効事由を抗弁として主張することに意味はありません。必要があれば、無効審判等を別途請求してください。

(答弁の趣旨の記載例)

仮想イ号製品は、特許・・・号発明の技術的範囲に属しないとの判定を求める。

(答弁の理由の記載例)

仮想イ号製品の構成・・・について、請求人は標準規格文書の・・・という記載を・・・と解釈しているが、甲○号証の第○頁第○行～第○行の・・・という記載及び乙○号証の第○頁第○行～第○行の・・・という記載から、当該構成に対応する記載は・・・と解釈されるべきである。

このように標準規格文書の記載を解釈すると、仮想イ号製品の構成・・・は、本件特許発明の構成要件・・・を充足しない。

また、・・・

以上のことから、仮想イ号製品は特許・・・号発明の技術的範囲に属しない。

5. 標準必須性に係る判断を含む場合の判定請求書の記載例

ここでは、標準必須性に係る判断を含む場合の判定請求書の記載例を示します。

1 判定請求事件の表示

特許第・・・号判定請求事件

2 請求人

・・・

3 請求人代理人

・・・

4 被請求人

・・・

5 請求の趣旨

標準必須性に係る判断のため、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、特許・・・号発明の技術的範囲に属するとの判定を求める。

6 請求の理由

(1) 判定請求の必要性

本判定請求人と被請求人とは、・・・の標準規格に係る特許のライセンス交渉において、本件特許発明が当該標準規格にとって必須であるかどうかについてこれまで話し合いを続けてきたが、両者の見解が分かれ合意するに至っていない。

そこで、この標準必須性に係る判断のため、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品が本件特許発明の技術的範囲に属することについて、特許庁による公平中立な立場からの判定を求めた次第である。

(2) 本件特許発明の手続の経緯

・・・

(3) 本件特許発明の説明

本件特許の・・・は、本件特許明細書及び図面の記載からみて、特許請求の範

困の請求項1に記載された次のとおりのものである。ここで、構成要件ごとに分説し、Aないし・・・を付した。

「A 移動通信システムにおけるデータを送信する装置であって、上位階層からサービスデータユニット(SDU)を受信し、・・・

(4) 仮想イ号の説明

ア 仮想イ号製品は、以下の構成a、・・・を有するデータ送信装置である。

a. UE～UTRAN 無線インタフェースのRLC (Radio Link Control) プロトコルを用い、送信 UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信し、
・・・

イ a. の説明

甲〇号証 (標準規格文書) には、以下の内容が記載されている。

「The present document specifies the Radio Link Control protocol for the UE-UTRAN radio interface.」(第8頁「1 Scope」)

(訳：本ドキュメントは、UE～UTRAN 無線インタフェースの RLC (Radio Link Control) プロトコルについて規定する。)

「The transmitting UM-RLC entity receives RLC SDUs from upper layers through the UM-SAP.」(第14頁「4.2.1.2.1 Transmitting UM RLC entity」)

(訳：送信 UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信する。)

また、これらの記載は、標準規格に準拠するデータ送信装置において最も基本的な通信プロトコルを規定するものであり、甲〇号証の第〇頁第〇行～第〇行にも・・・と記載されていることから、当該標準規格において不可欠とされる構成に係るものである。

・・・

(5) 本件特許発明と仮想イ号製品との技術的対比

本件特許発明の構成要件A、・・・と仮想イ号製品の構成a、・・・の対応関係を次表に示す。

本件特許発明	仮想イ号製品	充足
A. 移動通信システムにおけるデータを送信する装置であって、上位階層からサービスデータユニット(SDU)を受信し、・・・	a. UE～UTRAN 無線インタフェースのRLC (Radio Link Control) プロトコルを用い、送信 UM-RLC エンティティは、UM-SAP を経由して上位レイヤから RLC SDU を受信し、・・・	○
B.	b.	

.....

(説明)

① 「UE」は「User Equipment」(訳：利用者端末)の、「UTRAN」は「Universal Terrestrial Radio Access Network」(訳：地上無線アクセスネットワーク)の略語であり、それぞれ移動通信システムにおける利用者端末と利用者端末がアクセスする先のネットワークを意味している。

「RLC (Radio Link Control)」(訳：無線回線制御)は通信における通信プロトコルの1つである。

「UM」は「Unacknowledged Mode」(訳：非認証モード)の略語であり、通信における動作モードの1つである。

「SAP」は「Service Access Point」(訳：サービスアクセスポイント)の略語であり、ネットワーク処理においてサービスを受けるポイントを意味している。

したがって、本件特許発明の「データを送信する装置」、「上位階層」及び「サービスデータユニット(SDU)」は、それぞれ仮想イ号製品の「UE」、「上位レイヤ」及び「RLC SDU」に相当し、仮想イ号製品のaの構成は、本件特許発明のAの構成要件を全て充足する。

.....

(6) 仮想イ号製品が本件特許発明の技術的範囲に属し、本件特許発明は標準必須であるとの説明

仮想イ号製品の構成a、・・・は、それぞれ本件特許発明の構成要件A、・・・を全て充足するから、構成a、・・・を有する仮想イ号製品は本件特許発明の技術的範囲に属する。

そして、仮想イ号製品は本件特許発明の技術的範囲に属することから、本件特許は・・・の標準規格にとって必須である。

(7) むすび

・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、本件特許発明の構成要件をすべて充足するから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

7 証拠方法

- (1) 甲第1号証：特許第・・・号公報
- (2) 甲第2号証：標準規格書・・・

8 添付書類又は添付物件の目録

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 判定請求書 | 副本2通 |
| (2) イ号説明書 | 正本1通
副本2通 |
| (3) 特許原簿謄本 | 正本1通
副本1通 |
| (4) 委任状 | 1通 |

6. 標準必須性に係る判断を含む場合の判定書の記載例

判定結果は広く一般に公開されます。ここでは特に、標準必須性に係る判断を含む場合の判定書の記載例を示します。

(標準必須性に係る判断を含む場合の判定書の記載例)

【事件の表示】

上記当事者間の特許第・・・号の判定請求事件について、次のとおり判定する。

【結論】

・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、特許第・・・号発明の技術的範囲に属する。

【理由】

1. 請求の趣旨

本件判定請求の趣旨は、標準必須性に係る判断のため、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、特許・・・号発明の技術的範囲に属するとの判定を求めたものである。

2. 本件特許発明の手続の経緯

・・・

3. 本件特許発明

・・・

4. 仮想イ号製品

・・・

5. 対比・判断

・・・

そうすると、仮想イ号製品は、本件特許発明の構成要件を全て充足する。

6. むすび

以上のとおりであるから、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、本件特許発明の技術的範囲に属するものである。

よって、結論のとおり判定する。

そして、本件特許発明について、次のことを付言する。

当事者の主張・立証に基づいて判断すると、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、本件特許発明の技術的範囲に属するものであることから、本件特許発明は、・・・の標準規格に対して必須のものといえる。

(標準必須性に係る判断を含まない場合の判定書の記載例)

・・・

【結 論】

・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、特許第・・・号発明の技術的範囲に属しない。

・・・

5. 対比・判断

・・・

そうすると、仮想イ号製品は、本件特許発明の構成要件を充足しない。

6. むすび

以上のとおりであるから、・・・の標準規格に準拠した仮想イ号製品は、本件特許発明の技術的範囲に属しないものである。

よって、結論のとおり判定する。